

# 電子図書館から始まる 読書バリアフリー推進

近藤武夫

東京大学先端科学技術研究センター



本資料はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際(CC BY 4.0)に従って利用が可能です。

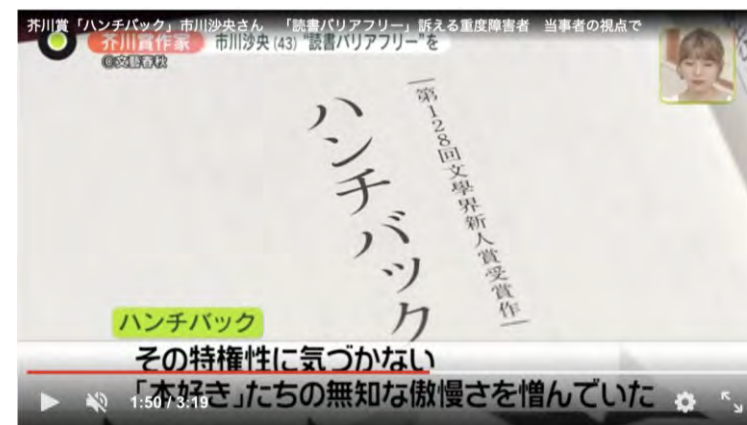
# なぜ「電子図書館」と「アクセシビリティ」か

- 印刷物障害 (print disabilities) とアクセシビリティ
  - 視覚障害
  - 肢体不自由
  - 学習障害 / 限局性学習症 / ディスレクシア
- ニーズのある人は日本国内にもいるのか？

# 芥川賞「ハンチバック」市川沙央さん 「読書バリアフリー」 訴える重度障害者 当事者の視点で

0テレ

2023年7月20日 6:06



第169回芥川賞・直木賞の受賞者が発表されました。芥川賞の受賞作「ハンチバック」は、重度障害者の視点から描く物語です。会見で市川さんは、作品を書く原動力は、「読書バリアフリー」が進むことだと語りました。

(引用) 日テレNews NNN

<https://news.ntv.co.jp/category/culture/661cff1e473944b98af330f25fd45332>

## BACK NUMBER

過去の放送

Vol.1055

2019年06月02日(日) 放送分

高梨智樹 [ドローンパイロット]

多彩な活躍を見せるハタチのドローンパイロットに密着! 「ドローンが無ければまだ引きこもりだった…」



「情熱大陸」  
放送歴  
大反響!  
イースト・プレス

高梨智樹  
TAKARASHI TODOROKI

小学生の頃から**識字障害**で読み書きに遅れが出る  
→ドローンレースで全国大会優勝・世界大会出場  
→18歳でドローン空撮・操縦会社を設立

文字の  
読めない  
パイロット

「**できないことはやらなくていい  
できることを伸ばせばいい**」

「**識字障害の僕が  
ドローンと  
出会って  
飛び立つまで**」

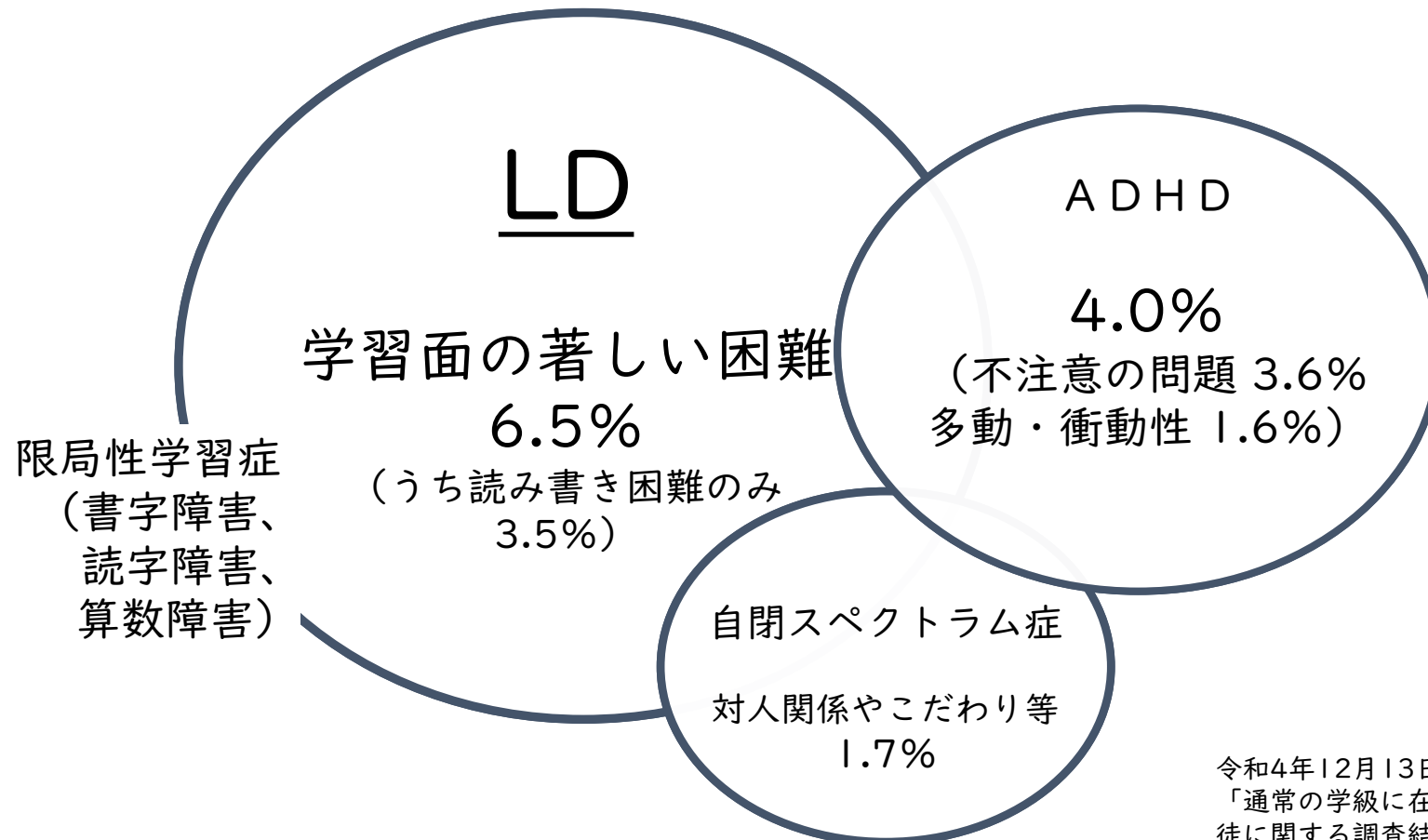
(引用) 情熱大陸

「多彩な活躍を見せるハタチのドローンパイロットに密着!」

[https://www.mbs.jp/jounetsu/2019/06\\_02.shtml](https://www.mbs.jp/jounetsu/2019/06_02.shtml)

# 通常の学級での発達障害に関連する特別支援教育ニーズ

- 小中学生のうち、約8.8%。
  - 小中学生が約935.6万人（小615.1万、中320.5万） とすると82.3万人。
  - 以下の図には示していないが、高校では全体2.2%、学習面1.3%、行動面1.0%、対人・こだわり0.5%

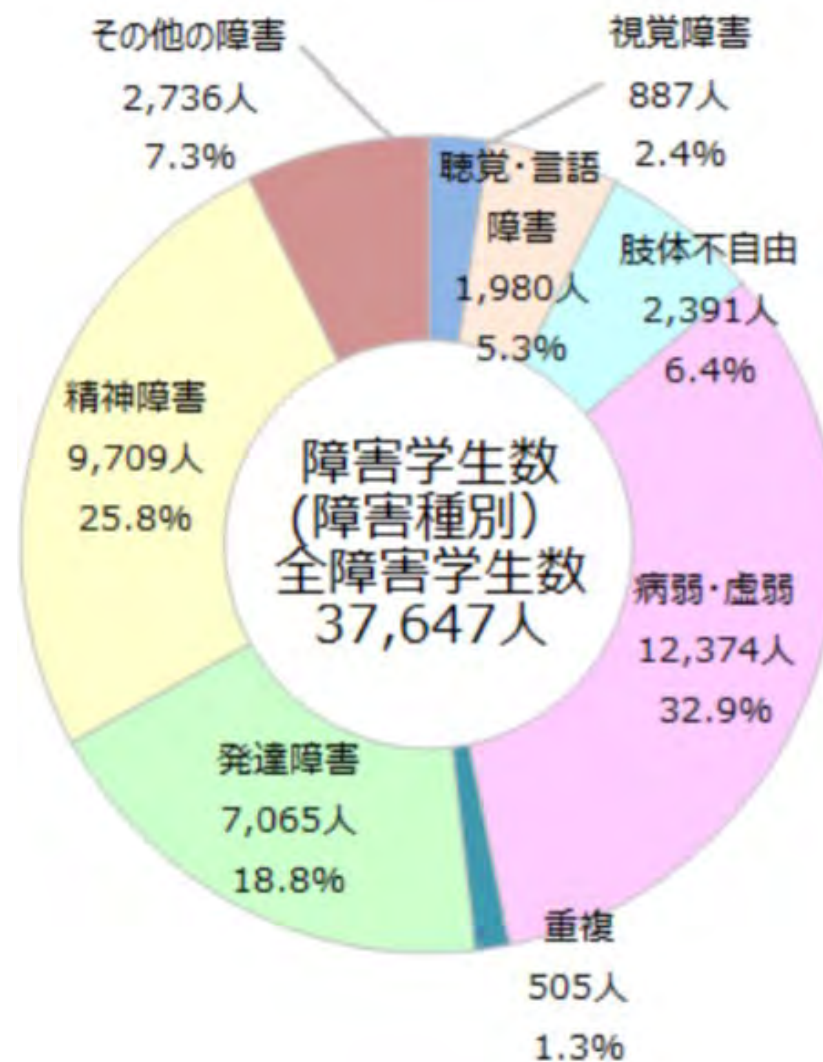


令和4年12月13日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

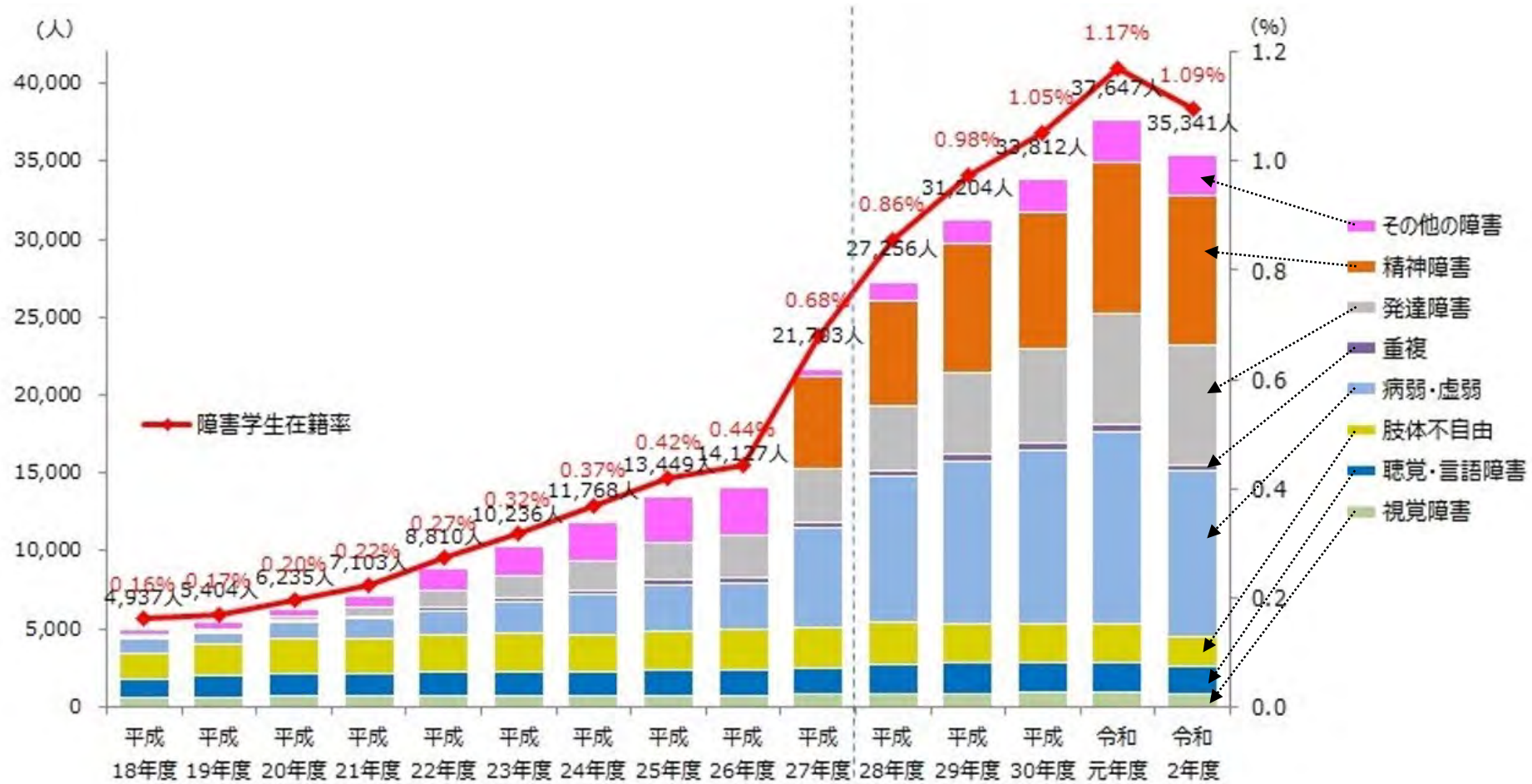
# 「障害」のある日本の大学生の実態

## • 高発生障害

- 日本の障害学生統計も、精神障害・病弱・発達障害のある学生数が多数派に
- これらの障害は米国や英国では「高発生障害（high-incidence disabilities）」と呼ばれており、日本でも同様の状況に



# 障害学生数は差別解消法施行前年から急速に増加、コロナにより減少



上図はJASSOウェブサイトより引用の上、発表者が凡例部分を改変  
 (引用元:[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku))

# 障害のある大学生数の今後

- 国際比較の観点から見ると、日本の障害学生数3.8万人は極端に少ない  
…今後日本でもインクルーシブ教育が進めば、大幅に増加することが予想される

	障害のある学生が 全学生に 占める割合	障害のある 学生数（人）	全学生数（人）
アメリカ	19.45%	3,755,000	19,308,000
イギリス	17.30%	332,300	1,920,809
日本	1.17%	37,647	3,214,814

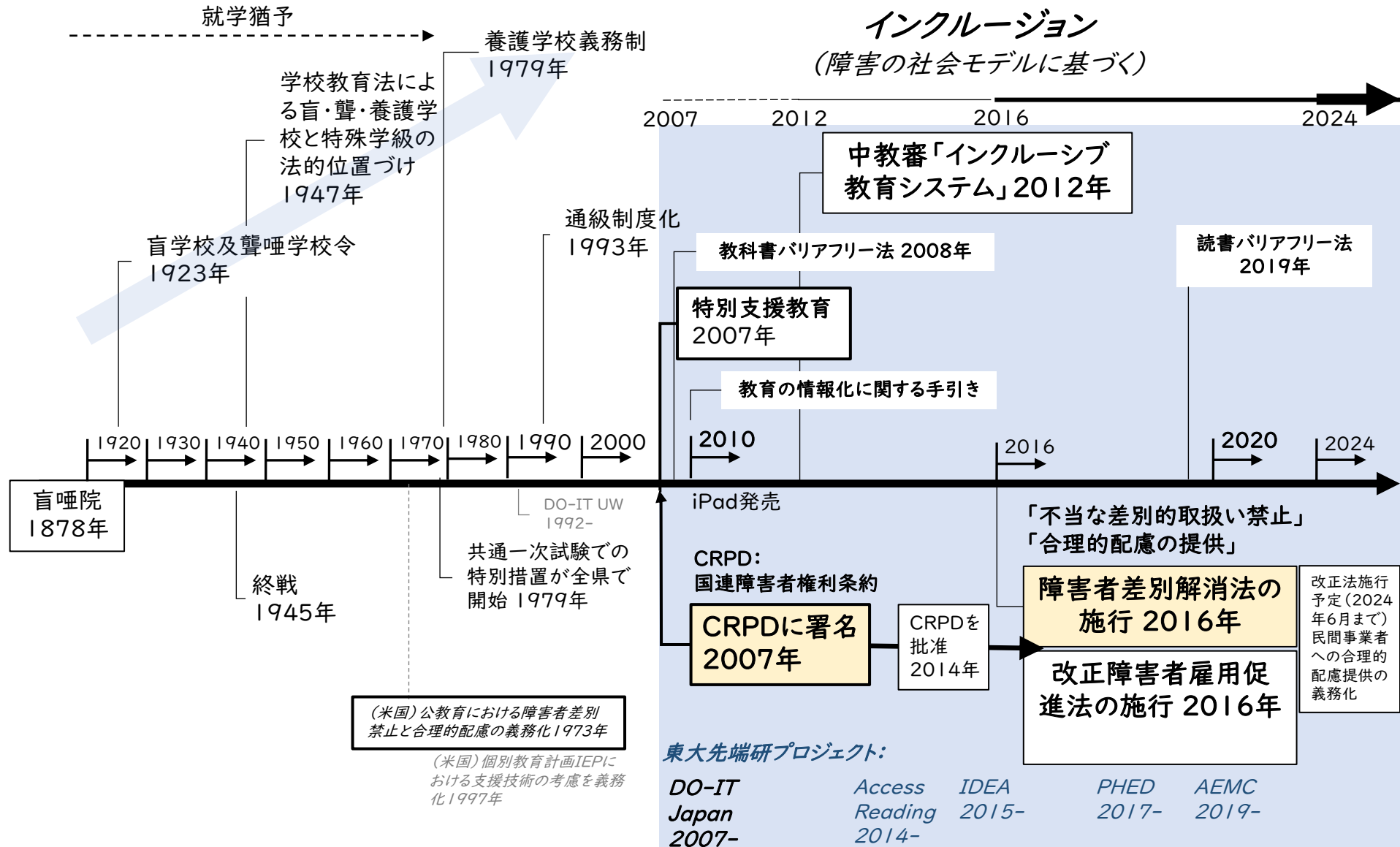
表1. 日米英の高等教育機関での障害学生数と全学生に占める比率の差異。

SOURCE: 日本: 日本学生支援機構,(2020), アメリカ: U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. (2019). Digest of Education Statistics, 2017 (2018-070), Chapter 3., イギリス: House of Commons BRIEFING PAPER: Support for disabled students in higher education in England. Number 8716, 2 March 2020.

※専修学校学生数66万人、各種学校11.7万人は日本の高等教育統計には含まれない。



# 教育におけるインクルージョンの歴史



# 教室でのICT利用の目的

教育活動へのアクセシビリティを保障

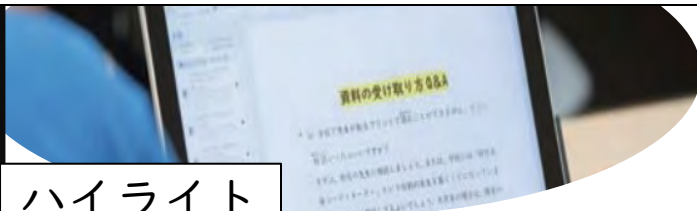
- ✓ 教科書・書籍を読む
- ✓ 宿題・予習・復習をする
- ✓ ノートを取る、作文を書く
- ✓ 調べ学習を行う
- ✓ ドリル・小テストを受ける
- ✓ 入学・学力・資格試験を受ける

## 読むことの保障

音声読み上げ機能の利用

文字の拡大、フォントや色の変更

音声教材、電子データ等代替形式



ハイライト

辞書機能の活用

## 書く・ノートを取ることの保障

キーボード利用

音声入力機能の利用

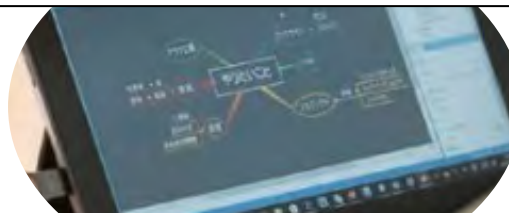


撮影による記録

録音による記録



概念マッピングツールの利用



数式・グラフ作成ツールの利用

これらの活動を支える  
「アクセシブルコンテンツ」が必要

図1. DO-IT Japanの実践例から

# 「楽しみ」だけではない「読書」

- 楽しみとしての読書だけではなく、「資格試験・受験・進学を支える資料のある場所」としての図書館を考えると…貧富の差を超えて、その個人の社会参加のあり方を左右する社会資源でもある。
- 学校図書館等による読書バリアフリーコンソーシアムの調査\*1では、特に通常の学校の学校図書館にはほとんどアクセシブルな図書の蔵書がないという結果が得られた。
- 教科書については学習者用デジタル教科書があり、国が無償給与するものなので、アクセシビリティ機能が備わっている。さらに、音声教材と呼ばれるアクセシブルな教科書もあり、検定教科書はすべて、アクセシブルなものを無償で入手できる…しかし、参考書、試験問題、読書感想文の課題図書等々、印刷物障害のある子どもたちが選べる状況にはない。

\*1: <https://accessreading.org/conso/report/>

# 「ユニバーサルな読書の場」とガイドライン

- 電子図書館は近い将来、「ユニバーサルな読書の場」になり得る

- あらゆる学校や地域にアクセシブルな図書資料が揃っている状況は理想的だが、それが叶わない場合も、アクセシビリティ保障をバックアップする社会資源になり得る。
- 完璧な電子図書館が今回のガイドラインだけでできるわけではないが・・・図書館員や関係者は、ガイドラインの存在から、システム調達のプロセスに関わることを通じて知ることができる（いうまでもないが、紙の資料のあるリアル図書館も今後も変わらず重要であり続ける点には注意）

- 全国の図書館が、今後、電子図書館システムを調達する時点から、アクセシビリティ面の環境整備がなされたものを適切に準備できるように、ガイドラインが必要に。

# 電子図書館のアクセシビリティ 対応ガイドライン1.0

- 電子図書館を視覚障害者等が利用することを想定して、図書館や電子図書館事業者の運営体制に求められるもの電子図書館として実現されるべき機能などを整理したもの。
- 電子書籍の音声読み上げを可能にする要件を中心に位置付けている。
- 障害者団体や出版・図書館関係団体、有識者で構成される会議で作成し、2023年7月19日に国立国会図書館から公開。

# 読書バリアフリー法

- **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律  
(読書バリアフリー法)**

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする(同法第1条)。

- **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画  
(読書バリアフリー基本計画)**

アクセシブルな電子書籍等について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づいて障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。

- **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会  
(関係者協議会) <sup>(\*1)</sup>**

読書バリアフリー法 第18条の規定に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する関係者の協議を行うために設置。 (\*1)「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 設置要綱」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/043/gaiyou/1422206.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/gaiyou/1422206.htm)

# ガイドライン作成の根拠

## 読書バリアフリー基本計画

### Ⅲ. 施策の方向性

#### 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(4) その他

音声読み上げ機能(TTS)等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。

# 図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会

- ガイドラインの作成主体。事務局はNDL（文部科学省と連携）
- 関係者協議会に委員を出している団体のうち、障害者団体、出版・図書館関係団体、及び有識者で構成。

## ■ 障害者団体

- 日本視覚障害者団体連合
- 日本弱視者ネットワーク
- 日本身体障害者団体連合会
- 日本発達障害ネットワーク
- DPI日本会議

## ■ 出版・

- 図書館関係団体
- デジタル出版者連盟
- 電子出版制作・流通協議会
- 日本書籍出版協会
- 日本図書館協会

## ■ 有識者

- 近藤武夫  
東京大学先端科学技術研究センター教授
- 植村八潮  
専修大学文学部教授